

屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画の策定について

<背景と目的>

・屋久島世界自然遺産地域の世界自然遺産としての価値を維持していくためには、科学的な知見に基づき順応的に管理していく必要がある。具体的には、世界自然遺産地域及び周辺地域におけるモニタリングを実施し、その結果を評価することで各種管理計画の見直しや各種事業の改善を行う。

・2012年度から長期的なモニタリングに包括的に取組むため、モニタリング計画の策定等を通じてモニタリングの実施内容の検討や体制整備を行う。

・モニタリングを行政機関等により継続的に実施していくためには、毎年、実施すべき調査がほぼ一定の調査内容（作業量）であることが望ましい。そのため、5年又は10年程度の期間におけるモニタリング計画を作成し、年度毎の調査内容（作業量）はなるべく均一なものとする。また、モニタリング計画においては各行政機関等の役割分担を明確に示す。

・行政機関等はモニタリング計画に基づき事業実施内容を決定し、当該年度に実施すべきモニタリング、調査を可能な範囲で実施する。なお、必要に応じて年度毎に各機関の役割分担を見直すとともに、調査手法についてもこれまでの状況に応じ簡素化を実施するなど、柔軟に見直すものとする。

<モニタリング計画の位置づけと考え方>

・モニタリング計画は、屋久島世界自然遺産地域管理計画に基づき、科学的な知見による遺産地域の順応的管理を推進するための計画とし、管理計画の下に位置づけられる。

・モニタリング計画は、各種計画や事業等の実施状況を評価し、順応的に管理を実施するために必要なモニタリング項目や調査手法を規定するものであり、各種制度の運用や各種事業の推進を規定するものではない。そのため、パブリックコメント等は実施しない。

<計画策定までの手順>

(これまでの経緯)

○2009年度

- ・第2回科学委員会

継続的に実施すべきと考えられるモニタリング項目（案）と現在までの実施状況について整理・検討。

○2010年度

・第1回科学委員会

継続的に実施すべきと考えられるモニタリング項目（案）のうち、管理機関が現実的に実施可能なモニタリング項目（案）を抽出し、評価指標・基準を整理。

（今後の予定）

○2011年度

・第1回科学委員会

管理機関が継続的に実施するモニタリング項目（案）と今後10年間の実施予定を含むモニタリング計画（案）の検討。

・第2回科学委員会

モニタリング計画の決定。

○2012年度以降

モニタリング計画に基づくモニタリングの実施・評価、計画の見直し

※参考（2010年度 第1回科学委員会におけるモニタリングに係る主な意見）

- ・ モニタリング項目としては、遺産管理に係るものに限定するべき。
- ・ 登山利用者の動向については、警察が所有する入山届が閲覧可能であれば把握は可能である。また、利用者が増えている西部地域の利用状況の実態把握について行う必要がある。
- ・ 種子屋久観光連絡協議会が実施している屋久島への入込客数には、地元の方やビジネスマンなども含まれており、観光客数を正確に推定できていない。また、入り込み地点での利用者の把握は特定の地域に限られており、登山客や観光客の動態把握を行うには、データとして不十分である。港・空港などの入り込み時点で、観光客全体を対象として、アンケート形式による行動パターンや意識調査などを行う必要がある。
- ・ 遺産地域などの山岳部における哺乳類の生息状況については、猟友会などにアンケートをとるなどして、調査・把握する必要がある。
- ・ ヤクシカのモニタリングについては、目視調査も実施した方が良い。また、ハンターはヤクシカのモニタリングに関して有用な情報を持っており、ヤクシカのモニタリング内容については、ハンターなどから得る情報を含め、調査すべき項目を整理する必要がある。
- ・ タヌキ、ネコ、イヌなどの外来種の動物のモニタリングについては、大きな経費を必要としない方法もあるので、調査の実施について検討をお願いする。
- ・ 世界遺産地域外で分布を拡大しているアブラギリやイヌなどの外来種については、この世界遺産地域の管理機関によるモニタリングとは別に考える方がよいと思うが、これら外来種の分布拡大は遺産地域と切り離せない問題でもある。研究者がサポートするほかに、研究者と行政機関の情報交換、現地をよく承知しているガイドの協力を得て情報を収集するなどして屋久島全体で見えていく必要があると考える。